

高圧ガス保安法関係手数料

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
<p>高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査</p>	<p>高圧ガス製造許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者(イに掲げる者を除く。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 処理容積(圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、23の項及び37の項において同じ。)が1,000万立方メートル以上の設備 560,000円</p> <p>(イ) 処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 340,000円</p> <p>(ウ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 220,000円</p> <p>(エ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 140,000円</p> <p>(オ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 110,000円</p> <p>(カ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 86,000円</p> <p>(キ) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 68,000円</p> <p>(ク) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 54,000円</p> <p>(ケ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 31,000円</p>	<p>許可申請のとき</p>

高圧ガス保安法関係手数料

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
		<p>イ 同号に該当する者であつて移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。23の項及び37の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備 91,000円</p> <p>(イ) 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 75,000円</p> <p>(ウ) 処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備 60,000円</p> <p>(エ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 44,000円</p> <p>(オ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 27,000円</p> <p>(カ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 21,000円</p> <p>(キ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 16,000円</p> <p>(ク) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 13,000円</p> <p>(ケ) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 11,000円</p> <p>(コ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 7,400円</p> <p>ウ 同条第1項第2号に該当する者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 冷凍能力が3,000トン以上の設備 110,000円</p> <p>(イ) 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備 87,000円</p> <p>(ウ) 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 68,000円</p>	

高圧ガス保安法関係手数料

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
		(エ) 冷凍能力が [※] 100トン以上300トン未満の設備 54,000円 (オ) 冷凍能力が [※] 20トン以上100トン未満の設備 36,000円	
高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造施設変更許可申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(イに掲げる者を除く。)次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。)に比して1,000万立方メートル以上増加する場合 370,000円 (イ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合 220,000円 (ウ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合 150,000円 (エ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合 93,000円 (オ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合 69,000円 (カ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合 61,000円 (キ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 57,000円 (ク) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 39,000円	変更許可申請のとき

高圧ガス保安法関係手数料

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
		(ケ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合 26,000円 (コ) その他の場合 16,000円 イ 同号に該当する同条第1項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000万立方メートル以上増加する場合 65,000円 (イ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合 53,000円 (ウ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上500万立方メートル未満増加する場合 44,000円 (エ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合 31,000円 (オ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合 18,000円 (カ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合 14,000円 (キ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合 12,000円 (ク) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 9,200円 (ケ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 8,200円 (コ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合 5,100円	

高圧ガス保安法関係手数料

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
		(サ) その他の場合 3,200円 ウ 同項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。)に比して3,000トン以上増加する場合 69,000円 (イ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合 62,000円 (ウ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合 55,000円 (エ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合 38,000円 (オ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合 30,000円 (カ) その他の場合 16,000円	
高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	第一種貯蔵所設置許可申請手数料	25,000円	許可申請のとき
高圧ガス保安法第19条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査	第一種貯蔵所変更許可申請手数料	ア 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合 14,000円 イ その他の場合 11,000円	変更許可申請のとき

高圧ガス保安法関係手数料

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造施設完成検査手数料	22の項の第3欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円)	検査申請のとき
高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査	第一種貯蔵所完成検査手数料	18,750円	検査申請のとき
高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造施設変更完成検査手数料	23の項の第3欄に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円)	検査申請のとき
高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査	第一種貯蔵所変更完成検査手数料	25の項の第3欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額	検査申請のとき
高圧ガス保安法第22条第1項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査	輸入高圧ガス検査手数料	ア 容積1,000立方メートル以上(液化ガスにあっては、質量10トン以上)の高圧ガスに係る検査 27,000円 イ 容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満(液化ガスにあっては、質量3トン以上10トン未満)の高圧ガスに係る検査 21,000円 ウ 容積300立方メートル未満(液化ガスにあっては、質量3トン未満)の高圧ガスに係る検査 13,000円	検査申請のとき

高圧ガス保安法関係手数料

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第18条第2項第1号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付	製造保安責任者免状交付手数料	3,400円	交付申請のとき
高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく製造保安責任者免状の再交付	製造保安責任者免状再交付手数料	2,400円	再交付申請のとき
高圧ガス保安法第29条の規定に基づく販売主任者免状の交付	販売主任者免状交付手数料	3,400円	交付申請のとき
高圧ガス保安法第29条の規定に基づく販売主任者免状の再交付	販売主任者免状再交付手数料	2,400円	再交付申請のとき
高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	製造保安責任者試験手数料	<p><u>ア 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,000円</u> (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して願書を提出する場合(以下この項、次項及び77の項において「電子情報処理組織により願書を提出する場合」という。)にあっては、8,500円)</p> <p>イ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 8,400円 (電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、7,900円)</p> <p>ウ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,000円 (電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、8,500円)</p> <p>エ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,000円(電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、8,500円)</p> <p>オ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 8,400円(電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、7,900円)</p>	願書提出のとき
高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	販売主任者試験手数料	<p>ア 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 7,600円(電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、7,100円)</p> <p>イ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 6,000円(電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、5,500円)</p>	願書提出のとき

高圧ガス保安法関係手数料

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
高圧ガス保安法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査	特定施設保安検査手数料	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(イに掲げる者を除く。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備 610,000円</p> <p>(イ) 処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 370,000円</p> <p>(ウ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 250,000円</p> <p>(エ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 150,000円</p> <p>(オ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 120,000円</p> <p>(カ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 95,000円</p> <p>(キ) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 75,000円</p> <p>(ク) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 60,000円</p> <p>(ケ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 33,000円</p> <p>イ 同号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備 95,000円</p> <p>(イ) 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 80,000円</p> <p>(ウ) 処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備 64,000円</p>	検査申請のとき

高圧ガス保安法関係手数料

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
		(エ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 47,000円 (オ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 31,000円 (カ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 22,000円 (キ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 20,000円 (ク) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 15,000円 (ケ) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 12,000円 (コ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 7,700円 ウ 同項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 冷凍能力が3,000トン以上の設備 120,000円 (イ) 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備 95,000円 (ウ) 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 76,000円 (エ) 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備 60,000円 (オ) 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備 42,000円	
高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査	容器検査等手数料	ア 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額	検査又は再検査申請のとき

高圧ガス保安法関係手数料

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
		<p>(イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき16,000円</p> <p>(ウ) 内容積500リットル未満の容器 1個につき6,600円</p> <p>イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(アに規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 内容積150リットル以上の容器 1個につき320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額</p> <p>(イ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき320円</p> <p>(ウ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき260円</p> <p>(エ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき180円</p> <p>(オ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき150円</p> <p>ウ 高強度鋼容器(ア又はイに規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 内容積30リットル以上の容器 1個につき220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに4円を加えた金額</p> <p>(イ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき220円</p> <p>(ウ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき160円</p> <p>(エ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき140円</p> <p>エ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額</p>	

高圧ガス保安法関係手数料

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
		(イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき7,100円 (ウ) 内容積150リットル以上500リットル未満の容器 1個につき800円 (エ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき210円 (オ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき170円 (カ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき110円 (キ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき90円	
高圧ガス保安法施行令第18条第2項第6号の規定に基づく高圧ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号の規定に基づく同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	附属品検査等手数料	ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 内容積150リットル以上の容器 1個につき31円 (イ) 内容積150リットル未満の容器 1個につき24円 イ その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき1,100円 (イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき540円 (ウ) 内容積500リットル未満の容器 1個につき21円	検査又は再検査申請のとき
高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号の規定に基づく高圧ガス保安法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査	容器検査所登録等申請手数料	16,000円	登録又は登録更新申請のとき

高圧ガス保安法関係手数料

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	容器刻印等手数料	1,400円	刻印等申請のとき